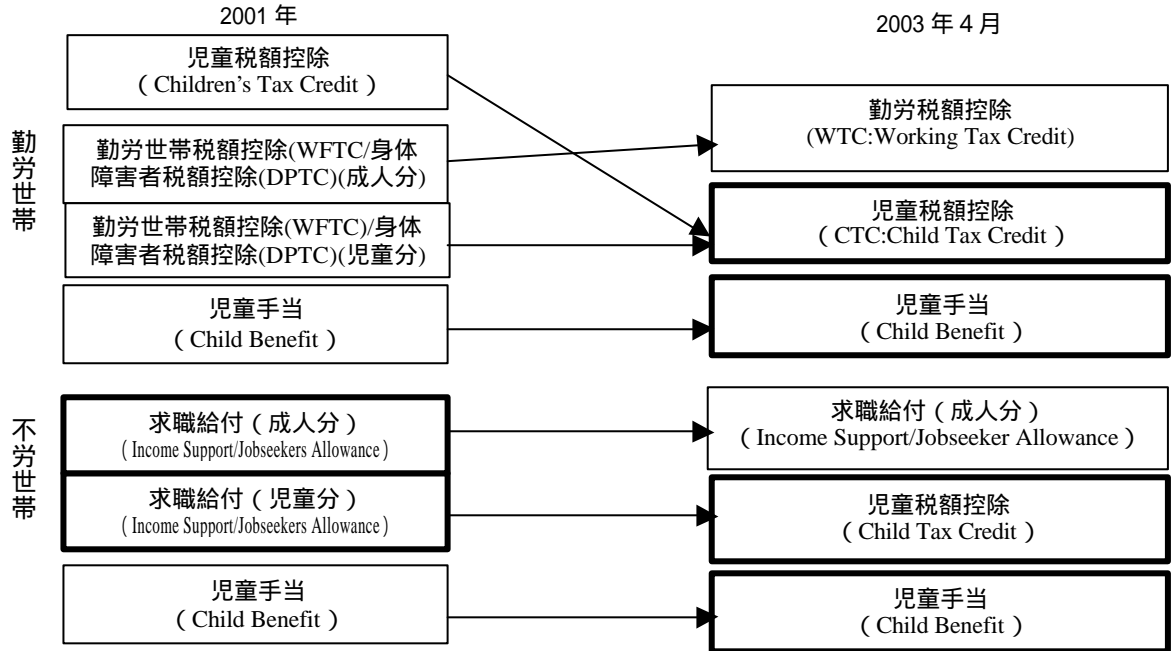
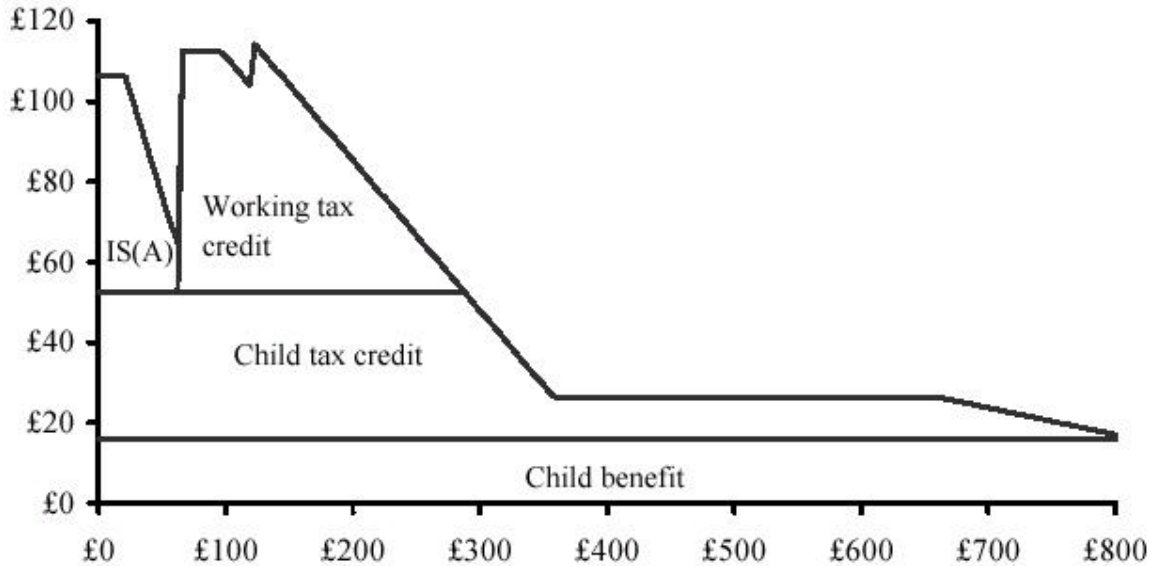


図表 1 - 2 0 イギリスの制度の改正

統合・再編のイメージ



ICC,ETC 導入前後の制度



- (備考) 1 . は Inland Revenue(2001)等より作成。 は IRS " Green Budget January 2002 " より作成。
 2 . は最低賃金における週 16 時間労働に相当する、週当り 65.6 ポンドの賃金のある W F T C 受給資格のある家庭を想定。
 3 . DPTC : Disabled Person's Tax Credit

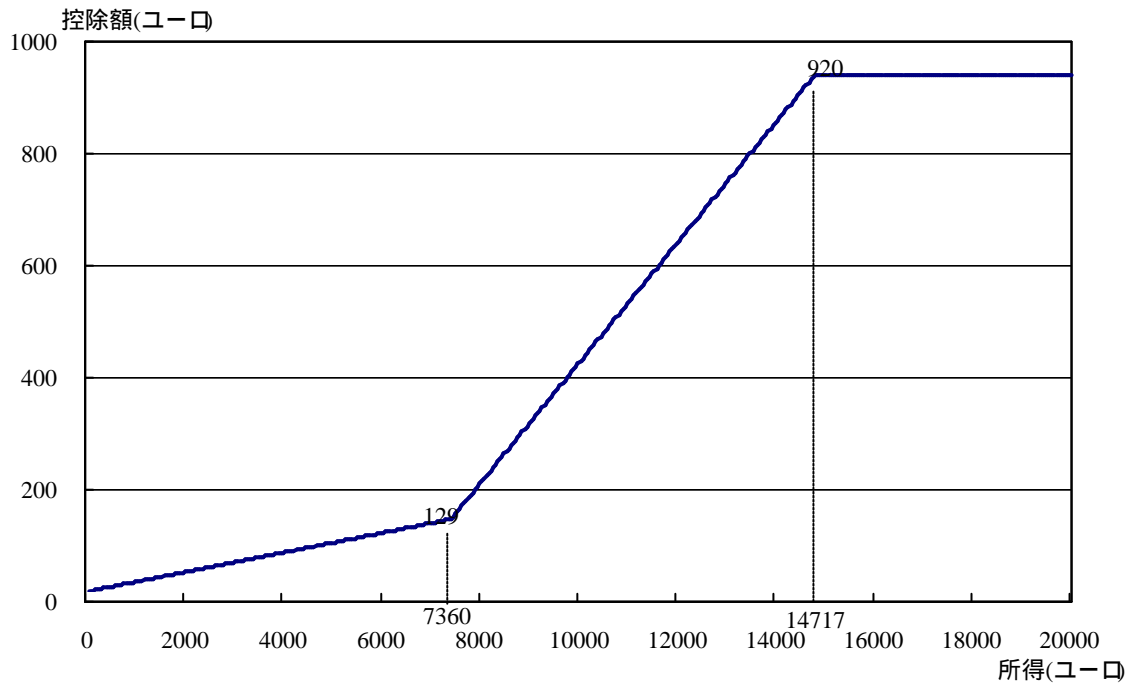
図表 1 - 2 1 各国の In-work Credit

国名	年	方式	逡増段階		最大 控除額	逡減段階		単位
			増額率	所得		減額率	所得	
オランダ	2001	課税相殺	1.75、10.75%	0 ~ 14,717	920	-	-	ユーロ
フランス	2002	還付方式	2.2、5.5%	20,575 ~ 68,583	2,400	5.5%	68,583 ~ 96,016 137,166 ~ 146,257	フラン
ベルギー	2004	還付方式	30.1%	3,850 ~ 5,130	440	11.5%	12,840 ~ 16,680	ユーロ
フィンランド	2001	所得控除	74.5%	2,500 ~ 4,714	1,650	3.5%	12,600 ~ 59,700	ユーロ
アイルランド	2002	還付方式	-	12,000	1,092	34.8% 13.5%	17,000 ~ 18,000 20,000 ~ 25,000	ユーロ

(備考) 1 . 各種資料より作成。

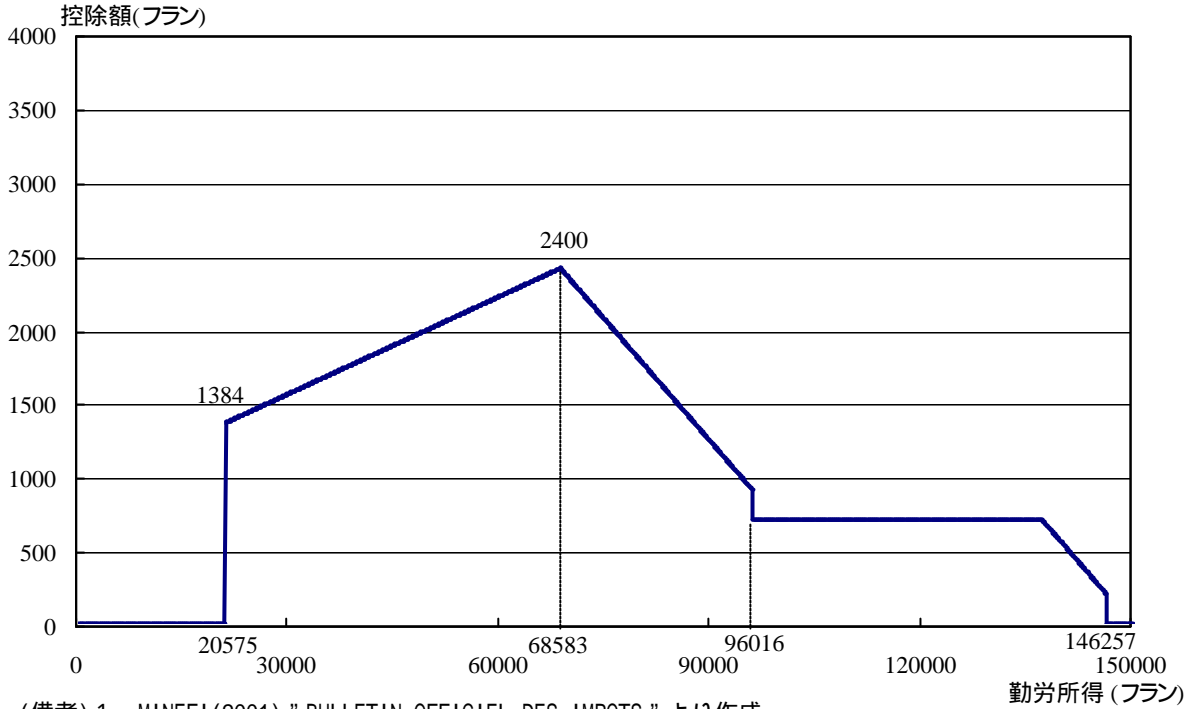
2 . ベルギーについては、2002 年時点では最大控除額 78 ユーロ、2004 年では 440 ユーロの予定。

図表 1 - 2 2 オランダの LITC 制度



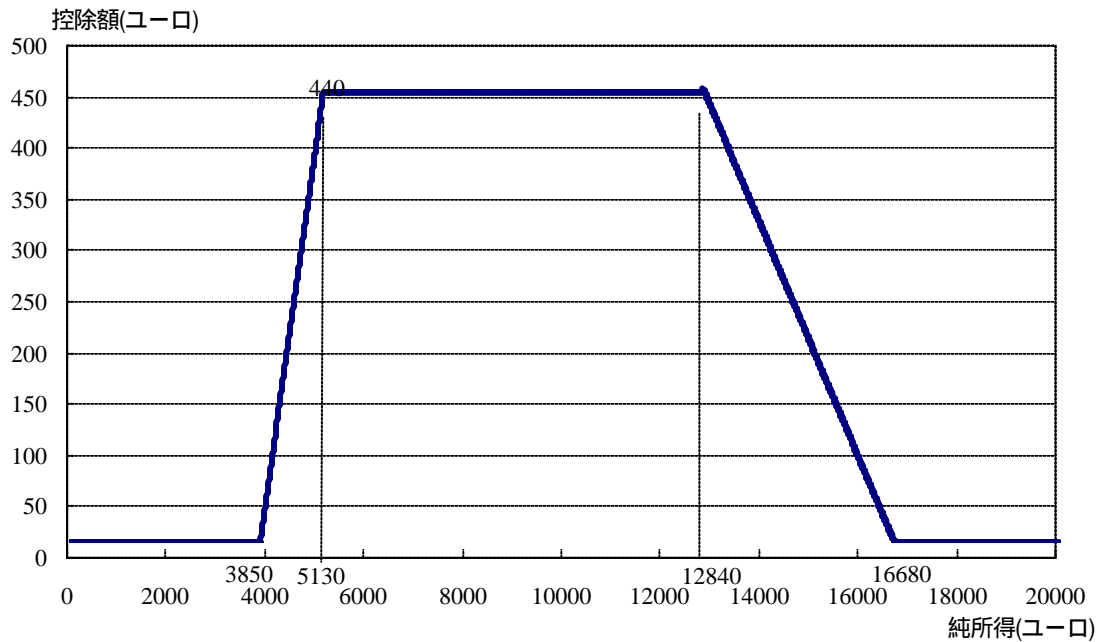
(備考) 1 . IMF(2001)、Ministry of Finance, Netherlands(2001)より作成。

図表 1 - 2 3 フランスの PPE 制度



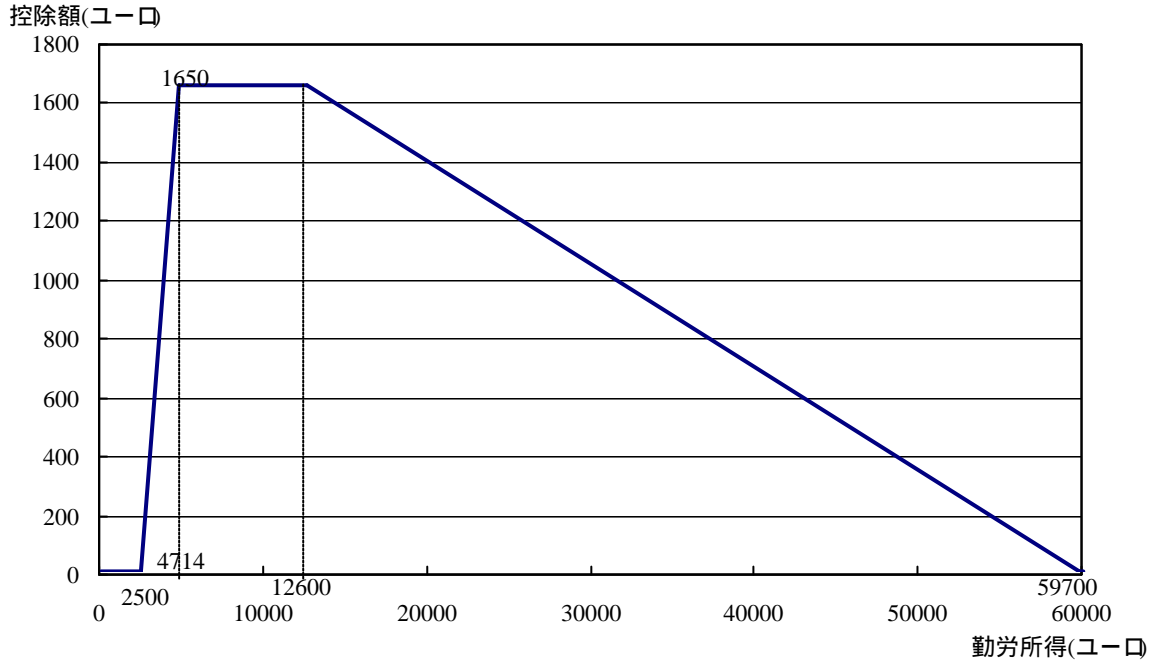
(備考) 1 . MINEFI (2001) " BULLETIN OFFICIEL DES IMPOTS " より作成。
 2 . 片稼ぎ子供 2 人の世帯の場合 (扶養家族に応じた PPE の増額分を含む)。

図表 1 - 2 4 ベルギーの In-work tax credit



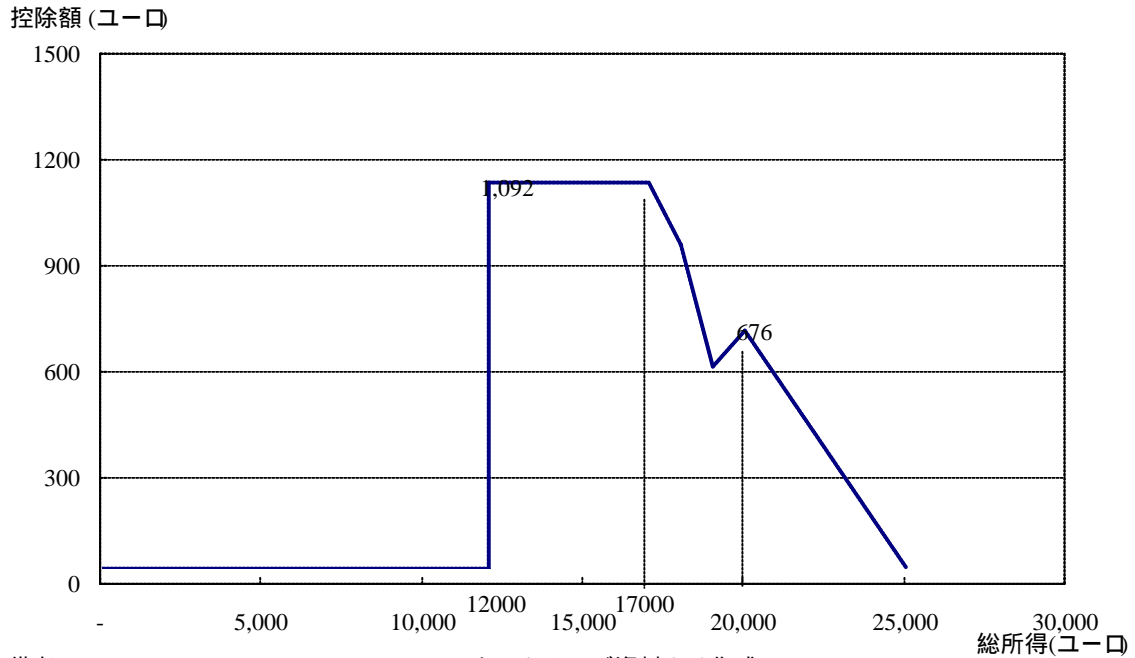
(備考) 1 . Belgian Ministry of Finance (2002) "Tax Survey 2002" より作成。
 2 . 2002 ~ 2004 年で段階的に導入。図は 2004 年の導入完了時。

図表 1 - 2 5 フィンランドの earned income allowance



(備考) 1 . Finland Ministry of Finance(2001) "Taxation in Finland 2001" より作成。
 2 . 勤労所得は Natural Deductions の控除後の数値。

図表 1 - 2 6 アイルランドの FIS



(備考) 1 . Ireland Department of Finance ホームページ資料より作成。
 2 . 片稼ぎ子二人の世帯の場合。

図表 2 - 1 主要な設備投資税負担軽減制度

手法	制度	内 容
税額控除	エネ革税制	エネルギー需給構造改革推進設備等の規準取得価額の7%を税額控除（大企業は対象外）
	ベンチャー税制	事業化設備等の取得価額の7%を税額控除
	中小企業投資促進税制	中小企業者等について、特定機械装置等の取得価額の7%を税額控除（リースも対象。資本金8,000万円超の法人は対象外）
	ハイテク税制	基盤技術研究開発用資産の取得価額の7%（制度設立当時）を税額控除
特別償却 (初年度特別償却・割増償却等)	公害防止設備の特別償却	公害の防止に資する機械その他の減価償却資産の取得価額（大企業の場合その75%相当）の16%（一部12%）を初年度特別償却
	事業革新設備等の特別償却	産業再生法の認定等を受けた法人について、事業革新設備の取得価額の18%又は24%を初年度特別償却
	中小企業者等の機械の特別償却	中小企業者等について、特定機械装置等の取得価額の7%を税額控除（リースも対象。資本金8,000万円超の法人は対象外）機械装置の取得価額の11%を初年度特別償却。
	エネ革税制	エネルギー需給構造改革推進設備等の規準取得価額の30%を初年度特別償却
	ベンチャー税制	事業化設備等の取得価額の30%を特別償却
	パソコン税制	電子計算機等の特定情報通信機器を即時償却

(備考) 1 . 経済産業省ホームページ資料より作成。

図表 2 - 2 主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要

償却制度の特例

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>初年度 30%の特別償却 2001年9月11日より3年以内に取得した動産について、初年度に30%の特別償却。</p> <p>再植林費用 植林業者の支出した再植林費用(年1万ドル限度)について、通常の償却方法に代えて、84ヶ月の定額法による減価償却。</p> <p>バリアフリー化費用 障害者等に対する公共交通及び建築物の障害除去のために支出した費用(年1.5万ドル限度)について、即時償却を選択可能。</p> <p>公害防止設備 1975年以前から稼働している工場等に設置される公害防止設備の取得費用の1部を、60ヶ月の定額法による減価償却。</p>	<p>中小法人の機械設備 通常 25%定率法による償却のところ、初年度に40%の減価償却。</p> <p>小規模法人の情報通信技術 通常 25%定率法による償却のところ、初年度100%の減価償却。</p> <p>海洋船舶 耐用年数が25年以上で通常 6%定率法による償却のところ、25%定率法による減価償却。</p> <p>試験研究に係る設備等 通常 25%定率法(機械設備)又は4%定額法(建物)による償却のところ、初年度 100%償却が認められる。</p>	<p>中小企業の設備資産 企業創設者の支出した設備資産の製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5年間に20%の特別償却。</p> <p>(注)20%の特別償却額は5年間で任意に割り当てて償却可能。(以下同じ)</p> <p>商船・漁船 製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5年間に40%の特別償却。</p> <p>国際線航空機 製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5年間に30%の特別償却。</p> <p>記念建造物の修繕費用 記念建造物の修繕費用に通常の償却の代わりに、10年間にわたって定額法で減価償却。</p>	<p>公害防止設備(建物・構築物) 2002年12月31日までに建設された工業排水浄化施設、大気汚染防止及び臭気防止施設の建設費用について、12ヶ月で減価償却。</p> <p>省エネルギー設備 2006年12月31日までに製造・取得したのものについて、12ヶ月で減価償却。</p> <p>電気自動車 2002年12月31日までに取得したものについて、12ヶ月で減価償却。</p> <p>騒音防止設備 2002年12月31日までに取得したものについて、12ヶ月で減価償却。</p>

税額控除

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>建物修復費税額控除 適格な歴史的建物の修復費の20%、又は1935年以前に事業の用に供された建物の修復費の10%の税額控除</p> <p>省エネルギー設備税額控除 太陽熱・地熱等を利用して発電・冷暖房等を行う装置の取得費用の10%の税額控除。</p> <p>再植林費用税額控除 再植林費用(年1万ドル限度)の10%の税額控除。</p>	なし	<p>なし (政令により、一定の設備資産に対する投資につき、投資額の7.5%を限度とする税額控除制度が存在するが、1967年の制定以来、未発動)</p>	<p>なし (1960年代～70年代にかけて、個別の立法により3回、一定の資産に対する投資額の10%の税額控除があったが、以降、一般的な投資税額控除は認められていない)</p>

(備考) 1. 財務省ホームページ資料より作成。

2. ドイツでは、投資補助金制度(旧東独地域における設備財産(動産)の取得・製造費用及び営業用建物の建設費用に対して12.5%(中小企業に対しては25%)、賃貸住宅建設費用に対しては10%を税の還付として支給する制度)が存在する。

図表 2 - 3 各国の減価償却制度

国名	オーストラリア		ベルギー		カナダ			中国	
定率法 / 定額法	資産毎に選択可能		一般的に定額法 特定の資産のみ定率法		大半は定率法			定額法(特定の外資企業 には特別償却等有り)	
資産分類/ 回収期間	耐用年数	回収期間	資産分類	回収期間	資産分類	償却率	年相当	資産分類	回収期間
	3年未満	1年	オフィスビル	35年	87年以降 取得した建物	4%	50年	建物・構築物	20年
	3~5年	2.5	産業用建物	20	オフィス機器	20	9	機械設備	10
	5~6.67年	7	オフィス機器	7~10	製造・加工機器	20~30	5~9	電子装置	5
	6.67~10年	5	機械設備	3~10	自動車	30	5	器具・什器	5
	10~13年	5.8	小型器機・工具	1~5	コンピュータ・ システムソフトウェア	30	5	備品	5
	13~30年	7.7	自動車	3~5	ソフトウェア (システム以外)	100	1		
	30年以上	14.2							
投資(税額)控除等	研究開発用工場・機械 投資に限り、3年間費 用の125%を損金算入		中小企業が国内で有形・ 無形固定資産を新規取得 した際控除を受けられる		適格研究開発費に対し20%、国 内の特定小企業についてはさら に15%(還付有り)の税額控除				

国名	フランス		ドイツ		イタリア		日本	
定率法 / 定額法	定額法(一部固定資産に は特別償却有り)		定額法または定率法(特定 の場合特別償却有り)		税法特有の制度はない 通常定額法		定率法・定額法を納税者が 選択(建物は定額法)	
資産分類/ 回収期間	資産分類	回収期間	資産分類	回収期間	資産分類	回収期間	資産分類	回収期間
	商業用建物	20~50 年	商業用建物	34年	建物	14~34	オフィスビル	50年
	産業用建物	20	オフィス機器	7~17	オフィス機器 什器	5~9	機械器具	3
	オフィス機器	5~10	工場・機械	10~17	工場 機械	7~34	コンピュータ	4~5
	工場 機械	10~20	自動車	6	機械・機器	4~5	オフィス機器	5
	工具	5~10	コンピュータ	3	小型器機・工具	5~8	自動車	3~6
投資(税額)控除等			特定の資産・地域での投 資に投資控除(引当)あり				特定産業の特定の固定資 産に対して特別償却有り	

国名	メキシコ		オランダ		スペイン		イギリス	
定率法 / 定額法	大半の固定資産は定額法		商慣習と継続性に従う (一般的には定額法)		原則定額法(特定産業の投資 には即時償却含む選択性)		資産の種類毎に異なる ルール、率を適用	
資産分類/ 回収期間	資産分類	回収期間	資産分類	回収期間	資産分類	回収期間	資産分類	回収期間
	建物	20年	建物	20~50 年	産業用建物	35~68 年	産業用建物	25
	オフィス機器	10	オフィス機器	3~10	商業用建物	50~100	機械・工場	8
	工場・機械	10	工場・機械	5~10	オフィス機器	7~20		
	コンピュータ	3	自動車・ コンピュータ	3~5	自動車	7~14		
	自動車	4			工場 機械	8~20		
投資(税額)控除等			特定資産の取得に際し、 投資費用の一定比率の控 除		中小企業のIT投資に対し税 額控除		省エネ投資に対する基礎 的支出の100%控除の導入	

(備考) 1. Joint Committee on Taxation(2002)より作成。

図表 2 - 4 現行の減価償却制度

使用を開始した時点	減価償却制度
1980年12月31日以前に使用を開始した資産	内国歳入法167条による「会計的思考」に基づく減価償却制度(ADR)
1981年1月1日以降 1986年12月31日以前に使用を開始した資産	加速度原価回収制度(ACRS:the Accelerated Cost Recovery System)
1987年1月1日以降に使用を開始した資産	修正加速度原価回収制度(MACRS:the Modified Accelerated Cost Recovery System)

(備考) 1 . 各種資料より作成。

2 . ADR = the class life asset depreciation range system : 種類別資産減価償却範囲制度。IRS が資産の種類毎に設けた規準耐用年数の前後 20%の範囲で、納税者が償却期間を決定する制度。

図表 2 - 5 ERTA81・TRA86 の法人税改革主要項目

項目	改革前	ERTA81 (82年一部改正)	TRA86 (87年1月実施)
法人税率	%	%	%
基本税率	46	46	34
軽減税率	2.5万ドル以下 17 5万ドル以下 20 7.5万ドル以下 30 10万ドル以下 40	2.5万ドル以下 15 5万ドル以下 18 7.5万ドル以下 30 10万ドル以下 40	5万ドル以下 15 7.5万ドル以下 25
減価償却制度 方式	ADR (規準の±20%以内で償却期間を納税者が選べる)	ACRS	MACRS
資産分類 償却期間 計算方法	} 内国歳入庁が各種資産の種類毎に規準耐用年数を設ける 資産毎	4区分 3~18年 150%定率法、 後に定額法へ切替	8区分 3~31.5年 150%(15,20年資産)、 200%(3~10年資産)定率法 後に定額法へ切替
残存価額 インフレ調整		資産毎 なし	ゼロ なし
投資税額控除	10%、6.7%、3.3%	6%、10%	廃止
セーフ・ホール・リース規定	なし	あり(82年廃止)	なし
会計処理法		インフレ調整なし 制約条件つき 先取り費用化 あり	インフレ調整なし 簡素化LIFO 統一的資本化ルール 廃止
研究開発費控除	なし	増分の25%	増分の20%
配当控除		なし 益金不算入率85%	なし 80%
キャピタルゲイン税 (法人)	分離課税35%	分離選択28%	全額普通課税
ミニマムタックス 方式 税率 控除	add-on 15%	add-on 15%	alternative 20% 4万ドル

(備考) 1 . 西野(1998)、日本租税研究会(1987)等より作成。

図表 2 - 6 償却資産の回収年表

ERTA81以前		Economic Recovery Tax Act of 1981		Tax Reform Act of 1986	
回収期間	資 産	回収期間	資 産	回収期間	資 産
3年	自動車	3年	自動車、軽トラック、研究開発用資産、2歳以上の競争用の馬	3年	2歳以上の競争用の馬、12歳を超える競走用馬以外の馬
6年	航空機	5年	ほとんどの機械・備品・ほかのクラスに分類されない資産は5年クラスとみて良い。	5年	自動車、汎用軽トラック、半導体製造設備、コンピュータ制御電話中央局交換設備、適格工学設備、調査研究関連資産他
				7年	鉄道軌道、農業・園芸用・家畜用構築物
10年	鉱山設備、小売店舗、備品等	10年	公益事業用資産でADR耐用年数18～25年未満の資産、鉄道タンク車両、ADR耐用年数12.5年以下の不動産(公園施設等)	10年	船・ボート、エンジン、タービン、プラントなど多くの機械他
11年	化学設備	15年	5、10年クラスに分類されていない不動産公益事業資産、電力・ガス・水道・電話等設備	15年	市(町)営汚水浄化施設、2方向音声・資料送受信用の通信施設等
12年	食品製造機械、金属加工機械			20年	市(町)営の下水道
14年	ゴム製造機械			27.5年	居住用賃貸資産
14-35年	ガス設備			31.5年	非住居用資産
20-50年	電力設備				

(備考) 1 . 田中(1999) Deloitte Haskins+Sells(1983)等より作成。

図表 2 - 7 償却資産の回収率表

(単位：%)

回収期間	3年	5年	10年	15年
1	25	15	8	5
2	38	22	14	10
3	37	21	12	9
4		21	10	8
5		21	10	7
6			10	7
7			9	6
8			9	6
9			9	6
10			9	6
11				6
12				6
13				6
14				6
15				6

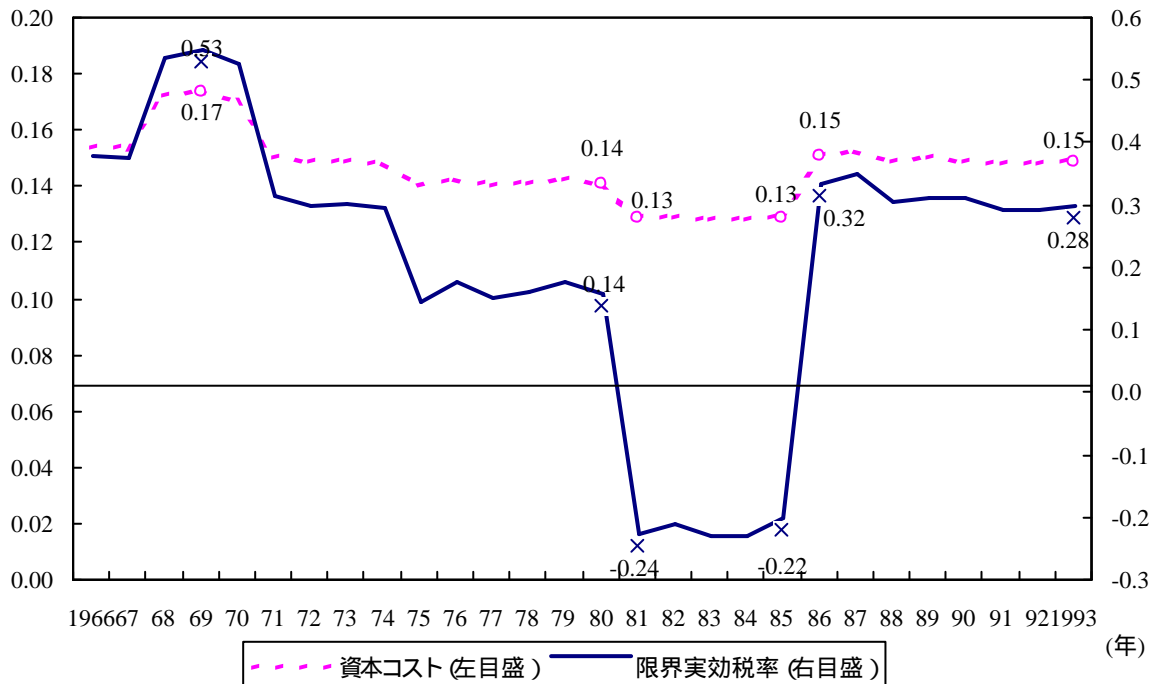
(備考) 1 . U.S. Senate Report(1981) 'Economic Recovery Act of 1981' より作成。

図表 2 - 8 投資税額控除制度の推移

導入年	償却年数	投資減税率
62年	8年以上	7%
	6年以上8年未満	4.67%
	4年以上6年未満	2.33%
71年	7年以上	7%
	5年以上7年未満	4.67%
	3年以上5年未満	2.33%
75年	7年以上	10%
	5年以上7年未満	6.67%
	3年以上5年未満	3.33%
81年	15年	10%
	10年	10%
	5年	10%
	3年	6%

(備考) 1 . 田中 (1999) より作成。

図表 2 - 9 資本コスト・限界実効税率の推移



(備考) 1 . 田近・油井 (1998) より作成。

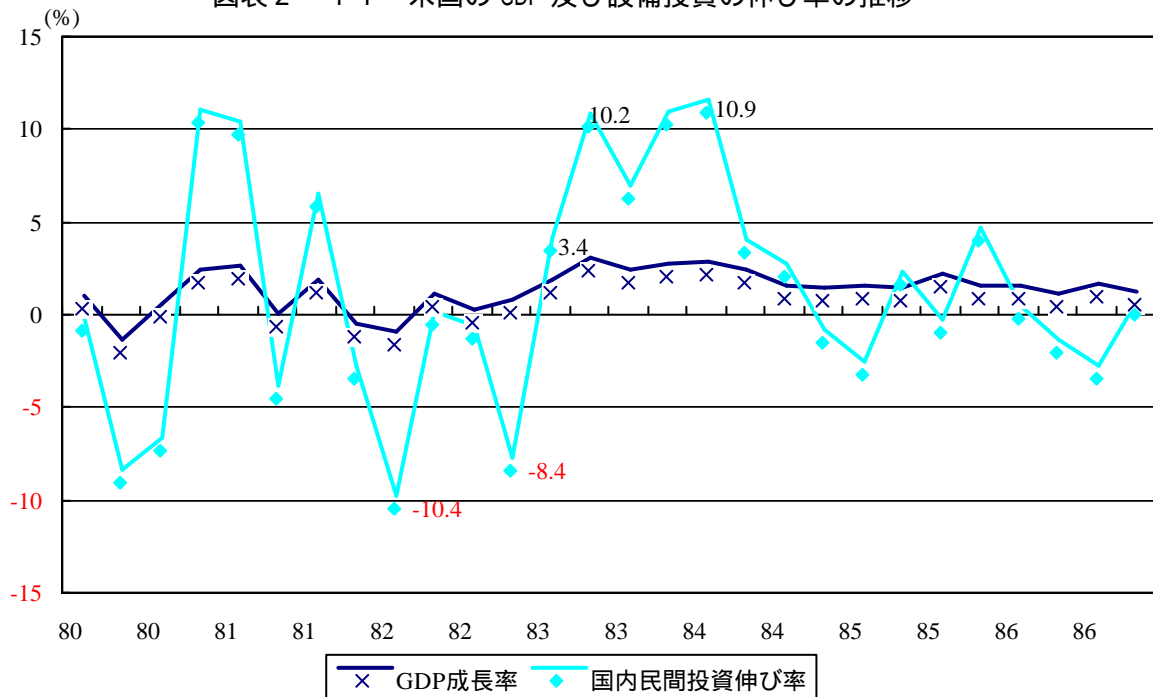
2 . 価格、金利、資金調達等を税制以外の要因を一定にコントロールした場合のケース。

図表 2 - 1 0 アメリカ産業部門全体における資本コストの動き

年	連邦法人 税率	自己資金 のコスト	外部資金 のコスト	減価償却に よる節税分	経済的資本 減耗率	資本コスト	税による投 資への優遇
1981	0.460	0.212	0.025	-0.09537	-0.03488	0.10649	-4.1%
1982	0.460	0.171	0.022	-0.08975	-0.03488	0.06807	-5.2%
1983	0.460	0.136	0.020	-0.07207	-0.03488	0.04941	-4.7%
1984	0.460	0.172	0.033	-0.09385	-0.03488	0.07678	-4.8%
1985	0.460	0.150	0.039	-0.08387	-0.03488	0.06518	-4.7%
1986	0.460	0.124	0.033	-0.07243	-0.03488	0.04995	-4.7%
1987	0.340	0.094	0.032	-0.03709	-0.03488	0.05425	-3.8%
1988	0.340	0.101	0.036	-0.04057	-0.03488	0.06136	-4.0%
1989	0.340	0.112	0.041	-0.04586	-0.03488	0.07256	-4.2%
1990	0.340	0.101	0.039	-0.04235	-0.03488	0.06367	-4.2%
1991	0.340	0.085	0.036	-0.03666	-0.03488	0.05005	-4.1%
1992	0.340	0.066	0.031	-0.02925	-0.03488	0.03341	-3.9%
1993	0.340	0.067	0.032	-0.02940	-0.03488	0.03447	-3.9%

- (備考) 1 . 前川(1999)より作成。
 2 . 減価償却による節税分には、投資税額控除の影響も含む。
 3 . 81年の節税分も-0.095%と大きいですが、これは投資税額控除が81年1月まで遡及して実施されたことによる。

図表 2 - 1 1 米国の GDP 及び設備投資の伸び率の推移



- (備考) 1 . Bureau of Economic Analysis ホームページ資料より作成。

図表 2 - 1 2 資産別の投資額の伸び率と実効税率

投資額の伸び率

投資資産分類	82年第4四半期	83年第4四半期	84年第4四半期
耐久生産財全体	100	121	142
オフィス設備	100	124	159
商用自動車	100	145	173
その他	100	117	131

81 年前後の資産別実効税率

資産の分類	1980年	1982年
家具	-0.3	-0.3
素材用金属	23.8	17.7
エンジン・タービン	33.1	24.5
建設用トラクター	9	-0.4
農業用機械	-0.3	-0.3
建設機械	-12.2	-0.4
鉱業用設備	14.1	-0.4
金属加工機械	9.1	-0.3
特殊産業機械	4.1	2.8
一般工業用機械	18.1	-4.1
オフィス設備	-19.1	-0.6
サービス産業機械	1.4	-0.4
通信電気機械	23.5	16.1
トラック、バス	-1.9	-1.1
企業用乗用車	1.4	-3.8
航空機	10.6	-0.4
船舶	25.8	-0.2
鉄道設備	12.2	-0.2
その他の設備	5.4	14.4
工業用建造物	51	38.2
商業用建造物	47.3	34.8
合計	22.1	14.6

(備考) 1 . Bosworth(1985)より作成。

図表 2 - 1 3 81～84 年中に法人税納税額がゼロ以下だった企業の利益額等

(単位：百万ドル、%)

	企業数	構成比	利益額合計	税還付額	実効税率
1981	53	19.3%	14,490	-1,859	-12.8%
1982	84	30.5%	27,362	-2,784	-10.2%
1983	60	21.8%	14,220	-1,100	-7.7%
1984	40	14.5%	10,423	-657	-6.3%
81～84合計	129	46.9%	66,494	-6,400	-9.6%

(備考) 1 . McIntyre-Wilhelm(1985)より作成。

図表 2 - 1 4 新規償却資産に対する産業別実効税率

(単位：%)

産業	旧法ベース	新法(1982年)
農業	32.7	16.6
鉱業	28.4	-3.4
一次金属	34.0	7.5
機械器具	38.2	18.6
自動車	25.8	-11.3
食品	44.1	20.8
紙パルプ	28.5	0.9
化学製品	28.8	8.6
石油精製	35.0	1.1
運輸	31.0	-2.9
公益事業	43.2	30.6
通信	39.8	14.1
サービス・商業	53.2	37.1

(備考) 1 . CEA(1982)より作成。

2 . 81年に最低50億ドルの新規投資をした産業について、4%の実質税引後収益率と8%のインフレ率を想定し算出。

図表 2 - 1 5 各税制改革案の概要

項目	改革前	財務省案 1984年11月	大統領案 1985年5月	下院修正案 1985年12月	上院修正案 1986年5月	最終法案 1986年8月 (87年1月実施)	
所得税率	14段階 11～50%	3段階 5、25、35%	3段階 5、25、35%	4段階 5、25、35、38%	2段階 15、27%	2段階 15、28%	
課税最低限				(概算控除)	(概算控除)	(概算控除)	
独身者	2,480ドル	2,800ドル	2,900ドル	2,950ドル	3,000ドル	3,000ドル	
夫婦合算申告	3,670ドル	3,800ドル	4,000ドル	4,800ドル	5,000ドル	5,000ドル	
特定世帯主	2,480ドル	3,500ドル	3,600ドル	4,200ドル	4,400ドル	4,400ドル	
人的控除	1,080ドル	2,000ドル	2,000ドル	2,000ドル	2,000ドル	2,000ドル	
共稼ぎ控除	10% (3千ドル限度)	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	
IRA					(企業年金非可入)	(企業年金非可入)	
本人	2,000ドル	2,500ドル	2,000ドル	2,000ドル	2,000ドル	2,000ドル	
配偶者分	250ドル	2,500ドル	2,000ドル	250ドル	250ドル	250ドル	
法人税率	%	%	%	%	%	%	
基本税率	46	33	33	36	33	34	
軽減税率	~2.5万ドル 15 ~5万ドル 18 ~7.5万ドル 30 ~10万ドル 40	} 廃止	~2.5万ドル 15 ~5万ドル 18 ~7.5万ドル 25	~5万ドル 15 ~7.5万ドル 25	~5万ドル 15 ~7.5万ドル 25	~5万ドル 15 ~7.5万ドル 25	
減価償却制度							
方式	ACRS		RCRS	CCRS	IDS	MACRS	MACRS
資産分類	4区分		7区分	6区分	10区分	6区分	8区分
償却期間	3～18年	8～63年	4～28年	3～36年	3～31.5年	3～31.5年	
インフレ調整	なし	導入	導入	導入	なし	なし	
投資税額控除	6%、10%	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	
会計処理法							
FIFO	インフレ調整無	インフレ調整	インフレ調整	インフレ調整無	インフレ調整無	インフレ調整無	
LIFO	制約条件つき	制約条件廃止	制約条件廃止	簡素化LIFO	簡素化LIFO	簡素化LIFO	
貸倒引当金	あり	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	
石油産業							
油井減耗控除	原価・定率法選択	廃止	定率法5年後廃止	定率法3年後廃止	原価・定率法選択	原価・定率法選択	
無形掘削費用	一時損金処理	損金不算入	一時損金処理	3/4一時損金処理 (国内のみ)	一時損金処理 (国内のみ)	一時損金処理 (国内のみ)	
ミナムタックス							
方式	add-on	廃止	add-on	alternative	alternative	alternative	
税率	15%		20%	25%	20%	20%	
控除					4万ドル	4万ドル	

(備考) 1 . 日本租税研究会(1987)、宮島(1985)、西野(1999)より作成。

図表 2 - 1 6 86年改正前後の分野別設備投資額

分野	1985	1986	1987	1988
オフィス、コンピュータ、計算機	65.0	73.1	95.5	113.7
他の情報関連機器	54.3	55.6	57.4	60.5
工場設備	64.6	62.3	61.9	68.4
輸送関連設備	61.5	59.9	58.9	65.7
その他設備	58.6	57.4	59.5	63.3
合計	304.0	308.3	333.2	371.6

(備考) 1 . Auerbach-Hassett(1990)より作成。
2 . 単位：10億ドル(1982年換算の実質値)。

図表 2 - 1 7 TRA86 前後での企業部門における資本コストの差

部 門	TRA以前	TRA86
機械設備	-34.9	-8.9
非居住用構築物	-6.9	-2.5
公的施設	-8.8	0.5
居住用構築物	21.9	18.1
在庫	21.4	2.7
非居住用不動産	26.0	7.4
居住用不動産	35.4	16.5

- (備考) 1 . CEA(1987)より作成。
 2 . 配当課税とキャピタルゲイン課税の資本コストの決定に対する重要度は同じという前提で推計。

図表 2 - 1 8 各改正案による税収増減予測比較

(単位 億ドル)

改正項目	財務省案	大統領案	1986年法
法人税率	-1,726	-1,563	-1,167
減価償却制度 (うち加速償却減税取戻し分)	1,805	825 (565)	77
投資税額控除	1,239	1,397	1,187
会計処理法			
棚卸資産評価	-267	-204	-18
長期生産の経費等の資本化	415	397	418
貸倒引当金控除	55	55	75
賦払担保の取扱	10	7	73
諸エネルギー優遇制度	335	14	-4
金融機関優遇制度 (うち特別貸倒控除)	548 (79)	238 (51)	198 (50)
配当課税の調整	-977	-248	11
キャピタルゲイン税	-15	0	-
利子課税	-153	-	-
国際取引優遇制度	190	185	93
ミニマムタックス	-	29	222
ペナルティ	185	0	6
その他	4	52	32
改正による税収増減(5年間)	1,648(86-90)	1,184(86-90)	1,203(87-91)

- (備考) 1 . 西野(1998)より作成。